

株主各位

令和7年5月30日

東京都千代田区神田錦町1丁目8番地

新生紙パルプ商事株式会社

取締役社長 三瓶 悅男

第165回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第165回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和7年6月19日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	令和7年6月20日(金曜日)午前10時 (受付開始 午前9時30分)
2. 場 所	東京都千代田区神田美士代町7 住友不動産神田ビル ベルサール神田 3階 会議室
3. 目的事項	報告事項 1.第165期(自令和6年4月1日至令和7年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第165期(自令和6年4月1日至令和7年3月31日)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 自己株式取得の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出お願い申し上げます。

○「連結注記表」及び「個別注記表」は、当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sppcl.co.jp>)に掲載しております。

○株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(上記と同じ)に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1. 営業の概況

(1)企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、インフレの鎮静化を背景に全体としては底堅く推移しましたが、ウクライナや中東地域における地政学的リスクと中国経済の停滞長期化、米国の通商政策による影響等により、先行き不透明な状況が続きました。国内経済は、消費者物価の上昇により個人消費は一部に足踏みがみられるものの、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要増加等により、景気は緩やかに回復しました。一方で、米国の政策動向による世界経済への影響に加え、継続的な物価高に伴う消費動向が与える国内景気への影響が懸念されます。

この間、当社グループの関連する紙・板紙の国内出荷は前年を下回りました。特に新聞用紙や印刷・情報用紙に代表されるグラフィック用紙の需要は、デジタル化の進行等による減少傾向が続いております。また、紙器用板紙や段ボール原紙、包装用紙等のパッケージング用紙は、包装資材の簡易化と軽量化の影響等が下押ししたものの、インバウンド需要による押し上げ効果があり、前年並みとなりました。このような状況下、国内製紙各社は、グラフィック用紙の需要減少に対して、生産体制の再編成等による国内事業の構造転換を推進するとともに、海外市場への展開とエネルギー事業・新素材事業等の新分野への取り組みを加速しています。

当社グループにおきましては、印刷用紙・特殊紙・情報用紙・パッケージング用紙・化成品の5分野の連携を強化し、社会環境の変化と構造的な需要の減少に対応すべく、企業価値の持続的な拡大と事業の生産性の向上に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高257,340百万円(前期比3.3%増)、営業利益4,700百万円(同1.0%減)、経常利益5,237百万円(同13.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,600百万円(同13.7%減)となりました。

当社グループの事業別の状況は次のとおりであります。

セグメント	売上高			営業利益		
	前期(百万円)	当期(百万円)	前期比増減(%)	前期(百万円)	当期(百万円)	前期比増減(%)
紙・板紙・化成品等 卸売関連事業	240,280	248,697	3.5	3,319	3,338	0.6
紙加工等関連事業	6,472	6,329	△2.2	114	127	11.4
不動産賃貸関連事業	2,270	2,286	0.7	1,301	1,222	△6.1
その他	27	27	0.0	13	12	△7.7
合計	249,050	257,340	3.3	4,748	4,700	△1.0

■ 紙・板紙・化成品等卸売関連事業

売上高 248,697百万円(前期比3.5%増) 営業利益 3,338百万円(前期比0.6%増)

紙・板紙・化成品等卸売関連事業におきましては、国内向けは、グラフィック用紙は構造的な要因による需要減少が継続しており、販売数量・売上高ともに減少しました。パッケージング用紙は、包装用紙では封筒需要の減少や省包装化、段ボール原紙では個人消費回復の遅れや天候不順による出荷減の影響があったものの、医薬・化粧品向けを中心に紙器用板紙の需要回復がみられ、販売数量・売上高ともにほぼ前年並みとなりました。化成品は、在庫調整が一段落したことにより販売が増加したことに加え、価格改定により単価が上昇し、売上高は前年を上回りました。

海外向けは、前年の在庫調整による販売減少の反動を受け、グラフィック用紙・パッケージング用紙いずれも販売数量・売上高ともに前年を上回りました。

利益面につきましては、人件費や物流費の上昇による影響等があったものの、売上高の増加により前年を上回りました。

この結果、紙・板紙・化成品等卸売関連事業の売上高は248,697百万円、営業利益は3,338百万円となりました。

■ 紙加工等関連事業

売上高 6,329百万円(前期比2.2%減) 営業利益 127百万円(前期比11.4%増)

紙加工等関連事業におきましては、紙梱包資材の販売落込みにより、売上高は減少しました。

一方で、人件費と物流費の上昇や物価高騰による経費増加が収益を圧迫したものの、段ボール製造子会社の価格修正により採算性の改善が進み、営業利益は増加しました。

この結果、紙加工等関連事業の売上高は6,329百万円、営業利益は127百万円となりました。

■ 不動産賃貸関連事業

売上高 2,286百万円(前期比0.7%増) 営業利益 1,222百万円(前期比6.1%減)

不動産賃貸関連事業におきましては、オフィスビルを中心にテナントの退去がありました。前期に取得した賃貸不動産の収入が寄与し、売上高は増加しました。

一方で、減価償却費・修繕費等経費が増加し、営業利益は減少しました。

この結果、不動産賃貸関連事業の売上高は2,286百万円、営業利益は1,222百万円となりました。

(2)当社の営業の経過及び成果

当社におきましては、国内向け化成品の増加と海外向けの販売回復により、売上高は247,365百万円(前期比2.8%増)、この内、商品売上高は244,482百万円(同2.8%増)となりました。利益面につきましては、人件費や物流費等の上昇により販売費及び一般管理費が増加したことに加え、為替変動の影響もあり、営業利益は4,164百万円(同14.6%減)、経常利益は4,952百万円(同19.8%減)、当期純利益は3,562百万円(同17.6%減)となりました。

当社の品種別商品売上高は次のとおりであります。

品種	商品売上高		
	前期(百万円)	当期(百万円)	前期比増減(%)
紙	130,681	130,727	0.0
板紙	42,447	43,969	3.6
化成品	48,873	53,516	9.5
加工品・紙製品	14,240	14,668	3.0
その他	1,522	1,599	5.1
合計	237,760	244,482	2.8

(3)対処すべき課題

【第7次中期3ヶ年計画策定】

当社グループは2025年度から2027年度の3年間を対象期間とした第7次中期3ヶ年計画を策定いたしました。前中期3ヶ年計画(2022年度～2024年度)「Growth2024」では、コロナ禍による社会環境の変化とサステナブルをキーワードとした市場の需要構造の変化への対応として、市場動向に応じた営業活動による収益確保とグループ経営資源の活用による事業拡大を重点課題として取り組み、市場ニーズに応える商品提供と環境面を中心とした商材提案による市場開拓を推進してまいりました。その結果、最終年度にあたる2024年度の連結業績は物価高騰による個人消費低迷や企業のコストダウン強化等による販売数量減少の影響はありましたが、過年度実施の各品種価格改定による販売単価の上昇もあり、売上高は計画前比(2021年度比)で増加しました。

第7次中期3ヶ年計画「Create New Value」では、一紙・板紙・フィルムから拡がる可能性の探求と新たな価値の創造をテーマに掲げ、加速する市場環境の変化へ対応するため、当社グループの中核事業である「紙・板紙・化成品等卸売関連事業」における商社機能の強化による更なる付加価値の提供と、当社グループの経営資源を最大限活用することにより各事業の活性化に取り組んでまいります。

①市場環境の変化への対応

国内事業

a)印刷 「品種：紙(印刷用紙)」

業態別の顧客ニーズに応える商品提供による収益確保に取り組むとともに、紙の環境優位性や効用等の情報を場面に応じて適切に提供し、紙を通じたより豊かな社会の形成に貢献することにより需要回復に取り組んでまいります。

b) パッケージング 「品種：紙(包装用紙)・板紙・化成品」

包装用紙・板紙・化成品部門の連携をより強化し、環境対策、加工性やバリア性等の素材の機能と特性を生かした商品の開発・販売強化に取り組むとともに、グループの物流機能を活用した効率化の提案により、お取引先とともに物流問題の課題解決に取り組んでまいります。

c) 情報機能材 「品種：紙(情報用紙・雑種紙)・紙製品(加工品)」

SPPグループが持つ製品情報と加工技術を駆使するとともに、お取引先との共創も視野に入れ、多様化する生産業ユーザーのニーズに対応した機能紙の開発・提案・販売を推進してまいります。

海外事業

地域別の市場環境に適合した商材の販売と堅調なパッケージング関連の需要に応える商品の開発・提供により、販売活動エリアを拡大し、グループの海外向け販売比率向上を目指してまいります。

②物流対策

前中期経営計画より引き続き、物流効率化を推進するとともに、「改正貨物自動車運送事業法」施行による取引環境の適正化への進展に注力することにより、持続可能な物流の実現への貢献とグループ全体の物流機能を最大限活用した継続的な安定供給の実現に努めてまいります。

③営業力強化とグループ経営資源の配分

前中期経営計画より取り組んでまいりましたグループ各社間での商材・サービスや設備・技術、情報の共有による連携強化を一層推進するとともに、当社関連事業部門と一体となって営業活動を開拓し、効率的かつ効果的な事業・設備・人材投資により、グループ全体での営業力強化と経営資源の適切な管理・配分に取り組んでまいります。

新中期経営計画に基づく事業活動を通じて環境に配慮した経営を推進し、SPPグループ各社・各部門の横断的な取り組みによる新たな価値の創出により持続可能な社会の実現に資するよう努力していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は689百万円であり、その主なものは紙・板紙・化成品等卸売関連事業用資産の取得378百万円であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

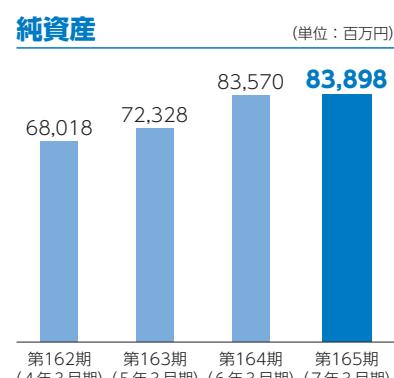
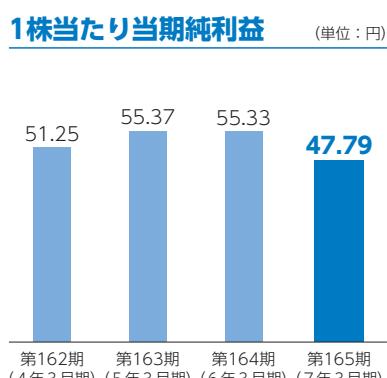
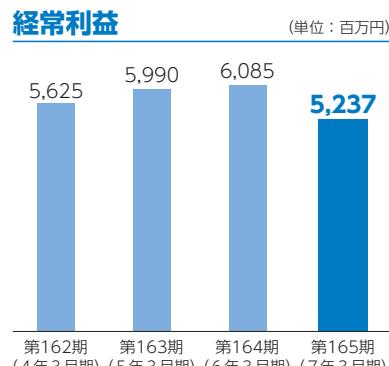
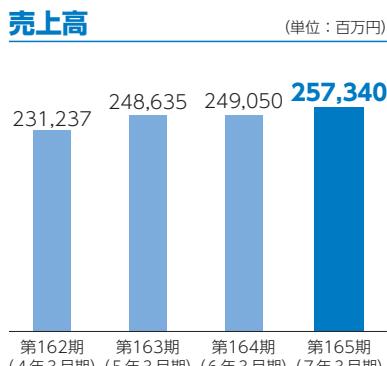
(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第162期 令和4年3月期	第163期 令和5年3月期	第164期 令和6年3月期	第165期 令和7年3月期
売上高 (百万円)		231,237	248,635	249,050	257,340
経常利益 (百万円)		5,625	5,990	6,085	5,237
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		3,883	4,190	4,172	3,600
1株当たり当期純利益		51円25銭	55円37銭	55円33銭	47円79銭
総資産 (百万円)		153,565	162,673	184,323	170,998
純資産 (百万円)		68,018	72,328	83,570	83,898

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。



(10) 重要な子会社等の状況

会社名	本社所在地	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
オーピーパーク株式会社	東京都千代田区	30	99.7	紙加工品販売業
オーピーパック株式会社	大阪府摂津市	12	98.3	フィルム加工販売業
協同紙商事株式会社	東京都千代田区	33	99.7	紙卸売業
株式会社コアパック	愛知県春日井市	90	97.0	段ボール製造・販売業
株式会社興栄	神奈川県横浜市	12	81.3	段ボール製造・販売業
新生物流株式会社	東京都足立区	72	100.0	倉庫・運送業
山一加工紙株式会社	静岡県沼津市	20	90.7	紙加工品製造・販売業
大倉紙業商事(上海)有限公司	中華人民共和国	21	100.0	紙卸売業
大倉商貿(上海)有限公司	中華人民共和国	1,239	100.0	紙卸売業
SHINSEI PULP&PAPER(USA) CORP.	アメリカ合衆国	82	100.0	紙卸売業
SHINSEI PULP&PAPER(M)SDN BHD	マレーシア	27	79.5	紙卸売業
SHINSEI PULP&PAPER(THAILAND)CO.,LTD.	タイ王国	34	99.9	紙卸売業
極東高分子株式会社 ^(注1)	北海道小樽市	165	37.6	紙・フィルム加工販売業
株式会社大文字洋紙店 ^(注1)	東京都中央区	40	44.2	紙卸売業

(注1) 関連会社

(注2) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

[紙・板紙・化成品等卸売関連事業]

紙・板紙・化成品販売、紙製品販売、倉庫・運送業

[紙加工等関連事業]

フィルム加工、フィルム・段ボール製造販売、紙加工品製造販売

[不動産賃貸関連事業]

不動産賃貸

(12) 主要拠点等

当社グループの主要拠点等は次のとおりであります。

① 当社

本社	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
東京本店	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
大阪支店	大阪府大阪市中央区南船場1丁目16番10号
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目9番18号
九州支店	福岡県福岡市博多区店屋町4番12号
札幌支店	北海道札幌市中央区南三条西10丁目1001番地5
仙台支店	宮城県仙台市若林区卸町2丁目10番1号
富山支店	富山県富山市弥生町1丁目10番11号

② 子会社等

「(10)重要な子会社等の状況」に記載のとおりであります。

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
男性	591	1増	47.7	19.1
女性	243	1増	41.2	15.5
合計又は平均	834	2増	45.8	18.1

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
男性	358	9増	46.2	21.4
女性	188	4増	40.4	17.2
合計又は平均	546	13増	44.2	19.9

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	310
株式会社三菱UFJ銀行	300
株式会社みずほ銀行	290

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 80,000,000株(自己株式4,670,901株を含む。)
- (2) 株主数 1,009名(前期末比16名増)
- (3) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本製紙株式会社	8,605	11.4
北越コーポレーション株式会社	8,530	11.3
特種東海製紙株式会社	3,913	5.2
王子ホールディングス株式会社	3,286	4.4
昭和パックス株式会社	2,613	3.5
株式会社サンエー化研	2,613	3.5
新生紙パルプ商事従業員持株会	2,377	3.2
北越パッケージ株式会社	2,040	2.7
中越パルプ工業株式会社	1,940	2.6
公益財団法人睦育英会	1,300	1.7

(注) 1.千株未満は切り捨てて表示しております。

2.持株比率については、自己株式(4,670,901株)を控除して算出しております。

(4) 自己株式の取得、処分及び保有の状況

- | | | | | |
|---------------|------|------------|---------|---------|
| ①取得株式 | 普通株式 | 2,431株 | 取得価額の総額 | 1,021千円 |
| ②処分株式 | 普通株式 | 860株 | 処分価額の総額 | 361千円 |
| ③決算期末における保有株式 | 普通株式 | 4,670,901株 | | |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(令和7年3月31日現在)

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長		三 瓶 悅 男
取締役専務執行役員	営業統括本部長	鳥 羽 登
取締役常務執行役員	管理統括本部長	重 田 栄 治
取締役常務執行役員	営業統括本部副本部長兼営業統括本部化成品担当	上 羽 昌 雄
取締役上席執行役員	東京本店第三ペーパー事業部長兼営業統括本部印刷担当	栗 原 光 晴
取締役	岩田合同法律事務所パートナー弁護士	上 田 淳 史
監査役(常勤)		井 上 眞樹夫
監査役(常勤)		森 田 好 則
監査役	株式会社サンエ一化研常勤監査役	佐 藤 誠 一
監査役	昭和パックス株式会社取締役管理本部長	清 水 貴 雄

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

就任

取 締 役 常務執行役員 上 羽 昌 雄 (令和6年6月19日付)

取 締 役 上席執行役員 栗 原 光 晴 (令和6年6月19日付)

監 査 役 清 水 貴 雄 (令和6年6月19日付)

2. 取締役上田淳史氏は、社外取締役であります。

3. 監査役佐藤誠一氏、清水貴雄氏は、社外監査役であります。

退任

取 締 役 会長 加 藤 康次郎 (令和6年6月19日付)

取 締 役 専務執行役員 西 岡 宏 侍 (令和6年6月19日付)

取 締 役 常務執行役員 大 木 猛 (令和6年6月19日付)

辞任

監 査 役 望 月 健太郎 (令和6年6月19日付)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社内役員及び社外役員との間で、責任限定契約を締結しておりません。

(3)取締役及び監査役の報酬等の額

①役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる役員の員数(名)	報酬等の種類別の総額(百万円)		報酬等の総額(百万円)
		基本報酬	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役 (うち社外取締役)	9 (1)	164 (6)	19 (-)	184 (6)
監査役 (うち社外監査役)	2 (-)	28 (-)	2 (-)	30 (-)
合計	11	192	22	215

(注) 1.上記には、令和6年6月19日開催の第164回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

2.取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。

3.取締役の報酬限度額は、令和3年6月18日開催の第161回定時株主総会において年額3億円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結後の取締役の員数は8名です。

4.監査役の報酬限度額は、平成12年6月20日開催の第140回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結後の監査役の員数は4名です。

②役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

a. 基本方針

当社は、取締役及び監査役の報酬制度が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるように、業務執行・経営監督の役割に応じて、それらが適切に発揮されるように定めています。

とりわけ業務執行を担う取締役の報酬は、株主の皆様との価値共有を促進し、企業業績と企業価値の向上に資することを基本方針としています。

なお、当社は取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めています。

b. 報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

固定報酬である「基本報酬」及び「役員退職慰労金」で構成しています。

取締役の基本報酬は、役位ごとに定めた基礎額に、会社の業績・業界動向等を総合的に勘案して決定いたします。

監査役の基本報酬は、役割及び独立性の観点で報酬額を決定いたします。

また、役員退職慰労金は、原則として役位及び在任期間に応じて決定いたします。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

c. 報酬等の決定方法

取締役及び監査役の個人別基本報酬は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、取締役は取締役会が代表取締役社長三瓶悦男に一任して、監査役は監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

また、役員退職慰労金は、「役員退職慰労金に関する内規」に従い、取締役は取締役会が、監査役は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役上田淳史氏は、岩田合同法律事務所のパートナー弁護士を兼職しておりますが、当社は岩田合同法律事務所との間に特別な関係はありません。

監査役佐藤誠一氏は、株式会社サンエー化研の監査役(常勤)を兼職しており、当社は株式会社サンエー化研との間に製品販売等の取引関係があります。

監査役清水貴雄氏は、昭和パックス株式会社の取締役管理本部長を兼職しており、当社は昭和パックス株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	取締役会(15回開催)			
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 上田淳史	15回	100%		
区分	取締役会(15回開催)	監査役会(6回開催)		
監査役 佐藤誠一	15回	100%	6回	100%
区分	取締役会(12回開催)	監査役会(4回開催)		
監査役 清水貴雄	10回	83%	3回	75%

清水貴雄氏は令和6年6月開催の定時株主総会で新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会・監査役会への出席状況を記載しております。

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役上田淳史氏は、取締役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための発言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。

c. 監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役佐藤誠一氏は、プラスチック複合加工製品メーカーにおける豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点において、意見表明を行っております。

監査役清水貴雄氏は、企業管理における豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点において、意見表明を行っております。

また、監査役会においても、監査役佐藤誠一氏は、当業界における豊富な経験から、監査役清水貴雄氏は、企業管理における豊富な知見から、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る報酬等の額	29
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭	29
その他の財産上の利益の合計額	

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 2.海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
 3.監査役会は、会計監査人の報酬等について会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等を検討した結果、妥当と認め、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社において、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人の解任を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法及び公序良俗に照らして、不適当と認められると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a.当社は、法令を遵守し社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先課題と位置付けることとする。
- b.代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制の目的の一つである法令遵守を重点項目として指導の徹底を図る。
- c.社長の直属の機関として監査部を置き、各業務が法令や規程に従って遂行されているかを監査し、その結果を社長に報告することとする。
- d.監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかの監査を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a.重要文書の保存・管理等については「文書管理規程」に基づいて行う。
- b.株主総会及び取締役会の議事録、決算書類等の法令により定められた文書は所定の所轄部門で保管・管理され、適切な情報管理及び開示体制を構築する。
- c.その他、稟議書等の取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、所定の管理責任者が保管・管理し、監査役は定期的にこれらの整備運用状況を監査することとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a.職務遂行に伴うリスクの管理については、職務の分野別に規程・細則等を定め、リスク管理のための方針・手続・要領等を示しその周知徹底を図る。
- b.経営上の問題については、内部統制委員会等の諸機関において協議・監督指導を行い、個別案件では職務権限に応じて稟議制度等に基づき適正に適用し、最も重要な項目は取締役会の意思決定により対応する。
- c.監査役及び監査部は、独立した機関及び組織として全社的・定期的にリスク管理の状況を監査しリスクの予防に努め、所定の手続によりリスクの統制を図る。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a.取締役会は、経営方針等の決定及び取締役の業務執行の監督を行うことにより、会社経営の効率性・健全性を図る。
- b.取締役は、取締役会で決定された委嘱業務について、担当する組織の運営・業務遂行状況を監視し、目標に向けた適切な指導を行う。
- c.取締役会は、業務統制を図るため営業統括・管理統括を組織し、「取締役会規程」「職務権限規程」等による諸手続や指示・報告体制の遵守を義務付け、その職務遂行の迅速性を図る。
- d.内部統制委員会の定期的な開催により、取締役・従業員の職務遂行が法令・規程等を遵守したものとなっているか、効率的・円滑に遂行されているかを審議し、問題点の改善等適切な指導を行うこととする。
- e.監査役及び監査部は、取締役・従業員の職務が適正かつ効率的に行われているかを定期的に監査することとする。

⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a.企業集団の内部統制については、「関係会社管理規程」に従い連携・指導関係を明確にし、会計基準の統一化等経理業務を中心とした指導により業務の適正化を図る。
- b.代表取締役を長とする「関係会社会議」を定例的に開催し、各社の経営・業績状況を把握し、連結財務報告の信頼性を確保するための指導を行うこととする。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a.監査役に補助使用人を置き、会社は補助使用人の選定及び地位の独立性等について監査役と十分協議し、監査役監査が適法かつ適正・円滑に行われるよう努めることとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- a.監査役は取締役会等重要な会議に出席し、要請により他の会議に随時出席することとする。
- b.代表取締役と監査役は定期的な会合をもち、内部統制の状況等について報告・協議を行うこととする。
- c.業務執行に関する重要な文書を監査役に回付するほか、必要に応じ役職員が監査役に対し報告・説明を行うこととする。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a.監査役4名のうち2名は社外役員であり、経営面・法務面等多角的な視点から監査・助言を行うこととする。
- b.監査部は監査役と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について監査役に報告し、効率的な監査役監査に資することとする。
- c.会計監査人は監査役と定期的な会合をもち、会計監査人の監査活動の状況及び結果を報告し、隨時情報交換を行うこととする。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

(3)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な配当政策を行うため、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等につきましては、企業価値の最大化を念頭に、健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としており、単年度の業績に左右されない安定した配当を継続する方針であります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、令和7年5月21日開催の取締役会において、1株当たり5.5円と決定させていただきました。(効力発生日:令和7年6月23日)

この結果、当期の年間配当金は、中間配当金5円とあわせ、1株当たり10.5円となります。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第165期 令和7年3月31日現在	(ご参考)第164期 令和6年3月31日現在	科 目	第165期 令和7年3月31日現在	(ご参考)第164期 令和6年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	109,510	118,537	流動負債	77,381	90,219
現金及び預金	6,012	8,702	支払手形	335	736
受取手形	5,063	7,044	電子記録債務	10,355	13,386
電子記録債権	23,462	27,736	買掛金	62,474	69,241
売掛金	59,621	59,118	短期借入金	1,040	2,873
有価証券	4,100	6,500	賞与引当金	770	741
棚卸資産	10,715	9,103	その他流動負債	2,404	3,240
その他流動資産	917	573		9,718	10,532
貸倒引当金	△384	△241	長期借入金	44	64
固定資産	61,487	65,786	リース債務	249	239
有形固定資産	21,784	22,069	繰延税金負債	7,312	7,979
建物及び構築物	10,359	10,706	役員退職引当金	134	210
機械装置及び運搬具	583	493	退職給付に係る負債	20	19
土地	10,292	10,292	関係会社事業損失引当金	94	93
リース資産	468	461	その他固定負債	1,862	1,924
その他有形固定資産	81	115	負債合計	87,099	100,752
無形固定資産	719	777	純資産の部		
借地権	82	82	株主資本	70,069	67,258
ソフトウェア	500	502	資本金	3,228	3,228
リース資産	15	20	資本剰余金	1,876	1,873
その他無形固定資産	121	171	利益剰余金	66,771	63,962
投資その他の資産	38,983	42,939	自己株式	△1,806	△1,805
投資有価証券	35,940	39,539	その他の包括利益累計額	13,757	16,250
長期貸付金	812	994	その他有価証券評価差額金	13,946	16,186
退職給付に係る資産	2,029	2,211	繰延ヘッジ損益	0	△0
その他投資等	2,389	2,292	為替換算調整勘定	62	76
貸倒引当金	△2,189	△2,098	退職給付に係る調整累計額	△252	△11
資産合計	170,998	184,323	非支配株主持分	72	61
			純資産合計	83,898	83,570
			負債及び純資産合計	170,998	184,323

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第165期 自 至 令和 6 年4月 1 日 令和 7 年3月31日	(ご参考)第164期 自 至 令和 5 年4月 1 日 令和 6 年3月31日
売上高	257,340	249,050
売上原価	241,519	233,488
売上総利益	15,820	15,562
販売費及び一般管理費	11,119	10,814
営業利益	4,700	4,748
営業外収益	1,079	1,477
受取利息	41	31
受取配当金	853	739
その他	185	706
営業外費用	542	140
支払利息	27	44
その他	515	96
経常利益	5,237	6,085
特別利益	5	10
固定資産売却益	5	6
投資有価証券売却益	0	3
その他	0	0
特別損失	26	27
固定資産除却損	20	20
投資有価証券評価損	1	—
災害による損失	3	6
その他	1	0
税金等調整前当期純利益	5,216	6,068
法人税、住民税及び事業税	1,498	2,091
法人税等調整額	108	△204
当期純利益	3,610	4,180
非支配株主に帰属する当期純利益	9	8
親会社株主に帰属する当期純利益	3,600	4,172

連結株主資本等変動計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,228	1,873	63,962	△1,805	67,258
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△790		△790
親会社株主に帰属する当期純利益			3,600		3,600
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減		2			2
株主資本以外の項目の 連結会計年度の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	2	2,809	△0	2,811
当期末残高	3,228	1,876	66,771	△1,806	70,069

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	継延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	16,186	△0	76	△11	16,250	61	83,570
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△790
親会社株主に帰属する当期純利益							3,600
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							0
連結子会社株式の取得による持分の増減	0				0	△3	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度の変動額(純額)	△2,239	1	△14	△241	△2,494	13	△2,480
連結会計年度中の変動額合計	△2,239	1	△14	△241	△2,493	10	327
当期末残高	13,946	0	62	△252	13,757	72	83,898

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第165期 令和7年3月31日現在	(ご参考)第164期 令和6年3月31日現在	科目	第165期 令和7年3月31日現在	(ご参考)第164期 令和6年3月31日現在
資産の部					
流動資産	101,740	110,743	流動負債	71,425	84,866
現金及び預金	3,530	5,777	支払手形	253	480
受取手形	4,873	6,640	電子記録債務	9,538	12,475
電子記録債権	22,827	27,031	買掛金	57,900	65,709
売掛金	57,102	57,762	短期借入金	1,000	2,832
有価証券	3,800	5,500	未払金	746	778
商品	9,262	8,008	未払法人税等	829	1,034
短期貸付金	535	328	リース債務	100	95
その他流動資産	422	269	賞与引当金	658	632
貸倒引当金	△615	△575	その他流動負債	397	826
固定資産	59,350	64,099	固定負債	10,125	10,783
有形固定資産	22,048	22,391	リース債務	214	203
建物及び構築物	10,221	10,557	繰延税金負債	7,464	7,996
土地	11,292	11,292	役員退職引当金	113	190
リース資産	394	391	長期預り保証金	1,811	1,872
その他有形固定資産	140	149	関係会社事業損失引当金	507	505
無形固定資産	606	606	その他固定負債	13	13
ソフトウェア	483	485	負債合計	81,551	95,649
リース資産	1	—	純資産の部		
その他無形固定資産	120	121	株主資本	66,300	63,529
投資その他の資産	36,695	41,101	資本金	3,228	3,228
投資有価証券	33,215	37,520	資本剰余金	1,848	1,848
関係会社株式	325	350	資本準備金	1,848	1,848
出資金	66	66	利益剰余金	63,029	60,258
関係会社出資金	75	75	利益準備金	809	809
長期貸付金	944	1,205	その他利益剰余金	62,220	59,448
長期営業債権	0	3	退職積立金	520	520
前払年金費用	2,398	2,228	配当準備積立金	660	660
その他投資等	284	309	固定資産圧縮積立金	4,761	4,900
貸倒引当金	△614	△658	別途積立金	23,350	23,350
資産合計	161,091	174,843	繰越利益剰余金	32,928	30,018
			自己株式	△1,806	△1,805
			評価・換算差額等	13,239	15,664
			その他有価証券評価差額金	13,239	15,665
			繰延ヘッジ損益	0	△0
			純資産合計	79,539	79,193
			負債及び純資産合計	161,091	174,843

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	第165期 自 至 令和 6 年4月 1 日 令和 7 年3月31日	(ご参考)第164期 自 至 令和 5 年4月 1 日 令和 6 年3月31日
売上高	247,365	240,568
商品売上高	244,482	237,760
賃貸料収入	2,597	2,570
その他の営業収入	284	238
売上原価	232,661	225,511
商品売上原価	231,285	224,242
賃貸料原価	1,375	1,268
売上総利益	14,704	15,056
販売費及び一般管理費	10,539	10,180
営業利益	4,164	4,876
営業外収益	973	1,415
受取利息	45	39
受取配当金	852	743
その他	75	633
営業外費用	186	114
支払利息	23	34
その他	162	79
経常利益	4,952	6,177
特別利益	281	7
固定資産売却益	—	4
投資有価証券売却益	281	3
その他	0	—
特別損失	11	7
固定資産除却損	10	0
投資有価証券評価損	1	—
災害による損失	—	6
その他	—	0
税引前当期純利益	5,222	6,177
法人税、住民税及び事業税	1,438	1,896
法人税等調整額	221	△44
当期純利益	3,562	4,325

株主資本等変動計算書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						
		資本準備金	利益準備金	退職積立金	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,228	1,848	809	520	660	4,900	23,350	30,018	60,258	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△790	△790
固定資産圧縮積立金取崩額						△138		138	—	
当期純利益									3,562	3,562
自己株式の取得										
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△138	—	2,909	2,771	
当期末残高	3,228	1,848	809	520	660	4,761	23,350	32,928	63,029	

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,805	63,529	15,665	△0	15,664	79,193
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△790				△790
固定資産圧縮積立金取崩額		—				—
当期純利益		3,562				3,562
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△2,426	1	△2,424	△2,424
事業年度中の変動額合計	△0	2,770	△2,426	1	△2,424	346
当期末残高	△1,806	66,300	13,239	0	13,239	79,539

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

令和7年5月19日

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 浅山 英夫
業 務 執 行 社 員 公認会計士 平井 肇

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生紙パルプ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書

類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

令和7年5月19日

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 浅山 英夫
業 務 執 行 社 員 公認会計士 平井 肇
指 定 社 員 公認会計士 平井 肇

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第165期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第165期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部をはじめその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、常務会等、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、東陽監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月20日

新生紙パルプ商事株式会社 監査役会

常勤監査役 井上眞樹夫 ㊞

常勤監査役 森田好則 ㊞

社外監査役 佐藤誠一 ㊞

社外監査役 清水貴雄 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 自己株式取得の件

会社法第156条及び第160条の規定に基づき、本総会終結の時から1年以内に、下記株主からの買取依頼に対応するため、当社普通株式1,000千株、取得価額の総額420百万円を限度として取得することといたしたいと存じます。

なお、本件に関し会社法第160条第2項及び第3項の規定に基づき、他の株主から本総会開催日の5日前までに書面をもって売主として追加の申し出があったときは、上記株数、取得価額の範囲内においてその株主からの取得も追加するものといたしたいと存じます。

株 主 名				
岡 本 圭 介	神 尾 邦 廣	久 保 田 勝 則	コーエー株式会社	櫻 木 道 郎
中 島 伸 幸	西 久 保 製 袋 株 式 会 社	萩 尾 奏 文	松 浦 広 記	三井住友海上火災保険 株 式 会 社
山 野 井 淳	渡 辺 勝			

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	さんべい　えつ　お 三瓶　悦男 (1958年12月20日生)	1981年4月 株式会社岡本入社 2005年5月 同社第一営業本部出版用紙四部担当部長 2005年10月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙四部付部長 2006年4月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙三部長 2011年6月 当社執行役員東京本店業務本部長兼営業統括本部業務担当 2012年4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2014年6月 当社取締役執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2016年4月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年4月 当社取締役常務執行役員大阪支店長 2020年4月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長 2021年6月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 2023年4月 当社代表取締役社長(現任)	81,220株
2	とば　のぼる 鳥羽　登 (1963年8月7日生)	1986年4月 株式会社岡本入社 2010年4月 当社東京本店第二ペーパー事業部出版用紙部三部長 2016年4月 当社東京本店第二ペーパー事業部長 2017年4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2020年4月 当社上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2020年6月 当社取締役上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2022年4月 当社取締役常務執行役員東京本店印刷用紙事業管掌兼 営業統括本部印刷担当 2023年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 2024年6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長(現任)	43,220株
3	しげた　えいじ 重田　栄治 (1965年3月15日生)	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社管理統括本部経理本部財務部長 2015年4月 当社管理統括本部付部長(財務部・管理部担当) 2016年4月 当社管理統括本部財務本部長兼財務本部財務部長 2019年4月 当社管理統括本部総務本部長兼財務本部長兼財務本部財務部長 2020年4月 当社執行役員管理統括本部総務本部長兼財務本部長 2021年4月 当社上席執行役員管理統括本部長兼管理統括本部総務本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員管理統括本部長兼 管理統括本部総務本部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長兼 管理統括本部総務本部長 2024年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長(現任)	35,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	うえ ば まさ お 上羽 昌雄 (1964年5月31日生)	1987年 4月 当社入社 2010年 4月 当社大阪支店板紙部長 2013年 4月 当社大阪支店印刷情報用紙部長 2014年 4月 当社大阪支店第二ペーパー事業部長 2020年 4月 当社執行役員九州支店長 2022年 4月 当社上席執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2023年 4月 当社上席執行役員営業統括本部副本部長兼 東京本店パッケージ事業部長兼営業統括本部パッケージ担当 2024年 4月 当社常務執行役員営業統括本部副本部長兼 営業統括本部化成品担当 2024年 6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部副本部長兼 営業統括本部化成品担当 2025年 4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部副本部長兼 営業統括本部パッケージング担当(現任)	33,000株
5	くりはら みつはる 栗原 光晴 (1967年11月6日生)	1992年 4月 株式会社岡本入社 2015年 4月 当社東京本店印刷用紙二部長 2021年 4月 当社東京本店三ペーパー事業部長 2022年 4月 当社執行役員東京本店第三ペーパー事業部長 2023年 4月 当社執行役員東京本店第三ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2024年 4月 当社上席執行役員東京本店第三ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2024年 6月 当社取締役上席執行役員東京本店第三ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当(現任)	22,000株
6	うえ だ あつ し 上田 淳史 (1972年4月2日生)	1998年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 岩田合同法律事務所入所 2007年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2010年 1月 岩田合同法律事務所パートナー(現任) 2017年 6月 当社監査役 2021年 6月 当社取締役(現任)	2,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上田淳史氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由と期待される役割

上田淳史氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまでの当社社外監査役及び社外取締役としての職務経験をもとに、取締役会における意思決定の適法性・適正性を確保するための発言・提言をしていただきました。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 上田淳史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役井上眞樹夫及び清水貴雄の両氏は、任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	いのうえ まきお 井上 真樹夫 (1965年1月15日生)	1993年11月 株式会社岡本入社 2015年6月 当社監査部長 2021年6月 当社監査役(現任)	18,220株
2	しみず たかお 清水 貴雄 (1970年5月23日生)	1994年3月 昭和パックス株式会社入社 2015年3月 同社龜山工場長 2019年3月 同社総務人事部長 2021年6月 同社執行役員総務人事部長 2022年6月 同社執行役員管理本部長兼総務人事部長 2023年6月 同社取締役管理本部長兼総務人事部長(現任) 2024年6月 当社監査役(現任)	0株

(注)1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 清水貴雄氏は、社外監査役候補者であります。

同氏は、昭和パックス株式会社における工場長・人事総務の経験や見識等を生かした専門的見地からの役割が期待されるものであります。

3. 清水貴雄氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
ゆ ぐち たけし 湯口 毅 (1967年1月7日生)	1991年 3月 昭和パックス株式会社入社 2014年 3月 同社中部支店長 2018年 3月 同社大阪支店長 2021年 3月 同社営業副本部長 2021年 6月 同社取締役営業本部長(現任) 2022年 6月 株式会社サンエー化研監査役(現任)	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 湯口毅氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

同氏は、昭和パックス株式会社における実務経験と幅広い知見を生かした専門的見地から監査役としての役割を果たしていくいただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

以上

<X 玩 欄>

<X 玩 欄>

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル
ベルサール神田 3階会議室
☎ 03-5281-3053



交通の ご案内

●JR

神田駅 出口(西口、北口)
御茶ノ水駅 出口(聖橋口)

●地下鉄

東京メトロ丸ノ内線	淡路町駅	出口[B6・A4・A2]
東京メトロ千代田線	新御茶ノ水駅	出口[B6・B7]
都営地下鉄新宿線	小川町駅	出口[B6・B7]
東京メトロ銀座線	神田駅	出口(5)